

大分市電動アシスト自転車普及促進事業 利用規約

(電動アシスト自転車の利用に当たって同意・了承いただきたい事項)

電動アシスト自転車(以下「自転車」)の利用申込に当たっては、以下の事項に同意・了承していただくことが必要です。

○対象者要件

- ・大分市内に住所を有する令和2年4月1日時点で60歳以上の人
- ・暴力団関係者でないこと
- ・住所が原則としてJRの駅から実移動距離が1km圏外であること（想定される利用形態等によっては対象者と認められる場合がある）

○貸出期間前

- ・自転車安全講習会を受講すること
- ・市が指定した機関で事前の健康診断、体力測定を受診し、結果を提供すること

○貸出期間中

- ・自転車を積極的かつ安全に利用すること
- ・自転車乗車時は必ずヘルメットを着用すること（ヘルメットは市が貸与します）
- ・自転車を改造しないこと
- ・利用の前に必ず自転車に異常がないか確認すること
- ・自転車に異常があれば使用を中止し、市に連絡すること
- ・自分以外の人に自転車を貸さないこと、利用させないこと
- ・標準的な積載量を超えた荷物や過度に重量のある荷物を積んで走行しないこと
- ・自転車をとめるときは必ず鍵をかけること
- ・自転車の利用に当たっては、道路交通法等のルールを守ること
- ・自転車利用中の事故は直ちに状況等を所管の警察および市に連絡し、自身で責任をもって対処すること
- ・決められた期限までに自転車を返却すること
- ・自転車で走行した位置情報等のデータを提供すること
- ・自転車のバッテリー充電に係る電気代を負担すること

○貸出期間後

- ・市が実施するアンケートに協力すること
- ・市が指定した機関で事後の健康診断、体力測定を受診し、結果を提供すること

○その他

- ・申込が定員を超えたときや想定される利用形態によっては、利用決定が受けられないことがあり得ること
- ・自転車の最低身長要件を満たさない、安全に利用できる技量がない、または健康診断と体力測定の結果により自転車に乗ることを推奨できないと認められる場合は、自転車の利用が認められないことがあり得ること
- ・自転車の普及活動等へ協力すること
- ・市は、個人情報をおの事業の目的以外には使用しないこと
- ・市は、自転車の貸出に当たって、自転車ヘルメットを支給すること
- ・市は、自転車の貸出に当たって、市の負担で自転車保険に加入すること
- ・自転車をき損または滅失したときは、直ちにその内容と理由を市に連絡し、市の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復すること
- ・自転車安全講習会受講と健康診断・体力測定受診に係る交通費は利用者で負担すること
- ・GPS ロガー（※1）を通じて取得したデータは、集計・分析をして個人を特定できない形態にしたうえで、市が結果を公表することがあること。また、事業執行事務局およびそれを所管する経済産業省にデータ提供を行い、その結果を公表することがあること

※1 位置情報や走行記録を取得できる機器のこと